

令和 7 年 11 月定例

中標津町教育委員会議事録

令和 7 年 11 月定例中標津町教育委員会

1 日 時 令和 7 年 11 月 28 日（金）12 時 55 分～13 時 25 分

2 場 所 中標津町役場 2 階 202 号会議室

3 出席者

教 育 長	山 田 康 司
委 員	義 盛 幸 規
委 員	高 橋 幸 子
教育部長	山 宮 克 彦
管理課長	桐 島 秀 一
学校教育課長	下 村 浩 次
社会教育課長	七 條 隆 志
農業高校事務長	川 口 進 二
学校給食センター長	加 藤 崇
総務係長	三 浦 諒
書 記	鈴 木 佐 奈

4 欠席者

委 員	青 山 幸 子
委 員	細 谷 俊 輔
教育指導監	二本柳 千 尋
教育指導監	横 山 裕 充
指導室長	中 川 律 子
学校施設主幹	高 橋 大 樹

5 傍聴者 なし

6 議 題

議案第 19 号	令和 7 年度教育委員会所管一般会計補正予算について
議案第 20 号	中標津町立学校管理規則の一部改正について
議案第 21 号	中標津町立学校職員服務規程の一部改正について
報告第 7 号	12 月定例会教育行政報告について

報告第8号 教育委員会職員の人事異動について

【開 会】

○教育長

ただいまから、11月の定例教育委員会を開催いたします。

青山委員及び細谷委員は私用のため欠席ですが、過半数の出席がありますので、会議は成立します。

本日の署名委員は、義盛委員と高橋委員です。よろしくお願いいたします。

本日の議題は、議案第19号 令和7年度教育委員会所管一般会計補正予算について、議案第20号 中標津町立学校管理規則の一部改正について、議案第21号 中標津町立学校職員服務規程の一部改正について、報告第7号 12月定例会教育行政報告について、報告第8号 教育委員会職員の人事異動についてとなっています。

本日の議案第19号は町長への意見の申出に関する事項です。また、報告第8号は事務局及び任命に関することとなります。中標津町教育委員会管理規則第10条第1項第1号及び第5号の規定により、公開しないことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声あり)

○教育長

それでは、議案第19号及び報告第8号は公開しないこととします。

◎議案第 19 号 令和 7 年度教育委員会所管一般会計補正予算について

非公開

◎議案第 20 号 中標津町立学校管理規則の一部改正について

○教育長

続いて、議案第 20 号 中標津町立学校管理規則の一部改正についてお願いします。

○総務係長

議案第 20 号 中標津町立学校管理規則の一部改正についてご説明申し上げます。資料は議案書 7 ページから 13 ページになります。

今回の改正については、校長会より学年の始業に当たり、始業日までに 4 日間の勤務日を確保したい旨の相談がございまして、現行の管理規則においては、始業日までに 4 日間の勤務日を確保できない年度があることから、柔軟な学校運営を行えるよう改正をするものでございます。

それでは議案書の 11 ページをお開きください。新旧対照表にて、ご説明いたします。左側が改正前、右側が改正後となっております、まず目次の改正についてですが、「・第 44 条」を「―第 44 条の 2」に改めます。こちらは第 44 条の 2 の条文を加えた際に目次の修正に漏れがあったため、今回の改正で併せて改正するものでございます。

次に第 40 条第 1 項第 5 号学年始休業日ですが、「4 月 5 日まで」を「4 月 7 日までの間において校長が定める期間」に改めまして、同号のただし書きを削り、始業式の勤務日を確保するあるいは 4 月 5 日を始業式とするなど、年度によって柔軟な対応ができるようにするものでございます。

次に同項第 8 号学年末休業日ですが、「31 日まで」のあとに「の間において校長が定める期間」を加えまして、学年始休業と併せまして休業日を調整することができるようにするものでございます。

次に同条第 2 項「第 6 号及び第 7 号」を「第 5 号から第 8 号」に改めまして、学年始休業と学年末休業日、こちらも夏季休業日及び冬季休業日と同様に連続する期間とするよう定めるものでございます。

次に第 42 条第 1 項「第 6 号又は第 7 号」を「第 4 号から第 8 号まで」とし、第 4 号の開校記念日、第 5 号の学年始休業日及び第 8 号の学年末休業日について新たに休業日の報告を求めるものでございます。

次に同条第 3 項については、こちらは項ずれが起こっておりましたので、第 4 項を第 5 項に、第 5 項を第 6 項に改めるものでございます。

12 ページの別記第 5 号様式の 1「休業日の実施届」、また、13 ページの別記第 6 号様式「振替休業の実施届」こちらを条文の改正に伴いまして、一部記載内容の修正を行っておりますのでご確認をお願いします。

附則としまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。

中標津町立学校管理規則の一部改正についての説明は以上になります。

○教育長

それでは第 20 号について説明がありました。ご意見・ご質問等はございますか。

(委員から「ありません」の声あり)

○教育長

それでは議案第 20 号につきましては可決されました。

◎議案第 21 号 中標津町立学校職員服務規程の一部改正について

○教育長

続いて、議案第 21 号 中標津町立学校職員服務規程の一部改正についてお願いいたします。

○総務係長

続きまして議案第 21 号 中標津町立学校職員服務規程の一部改正について、ご説明申し上げます。資料は議案書 14 ページから 40 ページでございます。

服務規程の改正については、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴う北海道学校職員服務規程の改正に準じて、中標津町立学校職員服務規程を改正するものでございまして、今回の内容としましては、子育て部分休暇に係る改正でございます。

それでは議案書の 20 ページをお開きください。新旧対照表にて、ご説明いたします。第 8 条に職員の休暇等が規定されておりまして、第 2 項の次に子育て部分休暇の請求及び変更に関する項を 2 項加えまして、第 3 項から第 6 項までを 2 項ずつ繰り下げることから、同条第 1 項第 2 号括弧内の「第 5 項」を「第 7 項」といたします。

様式についても 2 様式を加えることから、21 ページとなりますが、同条第 3 項、介護等休暇処理簿「別記第 7 号様式の 2」を「別記第 7 号様式の 4」とし、第 4 項、介護時間処理簿「別記第 7 号様式の 3」を「別記 7 号様式の 5」とします。

20 ページに戻りますけれども、第 3 項子育て部分休暇の請求は、別記第 7 号様式の 2 の子育て部分休暇簿によって行うことを規定する条文を加えまして、第 4 項には子育て部分休暇の養育状況が変更となった場合は、別記第 7 号様式の 3 子育て部分休暇養育状況変更届によって届け出ること規定する条文を加えます。

また 21 ページに戻りますけれども、こちらの第 11 条私事旅行の届出等については今回の子育て部分休暇との関連はございませんが、道の規程ではこちらの条文は既に削除されておりまして、届出が不要となっておりますので、今回の改正で併せて削除するものでございます。また、第 11 条を削除しますので、第 12 条から第 17 条までこちらをそれぞれ 1 条ずつ繰り上げます。

22 ページをご覧ください。町の規程では別紙として、別記様式一覧表がございますけれども、道の規程にはありません。また、本文中に別紙の記載がないことに加えまして、条文及び様式の相互に関連する様式名、条の記載があることから別紙が不要であるため、今回の改正に併せまして削除するものでございます。

24 ページをご覧ください。先ほど申し上げました様式の変更になります。別記第 7 号様式の 2 を介護休暇等処理簿から変更しまして、新たに子育て部分休暇簿を追加し、27 ページまでが子育て部分休暇簿になります。28 ページをご覧ください。こちらも同様に別記第 7 号様式の 3 の介護時間処理簿から変更いたしまして、新たに子育て部分休暇養育状況変更届を追加いたします。

次に 29 ページから 31 ページになりますけれども、介護休暇等処理簿及び介護時間処理簿をこちらを別記第 7 号様式の 4 及び別記第 7 号様式の 5 へとそれぞれ変更いたします。

32 ページになりますけれども、今回第 11 条の私事旅行の届出等の削除に伴いまして関連する私事旅行届の様式を削除いたします。

33 ページ別記第 12 条様式の 1 から 40 ページ別記第 16 号様式までのこちらの様式については、第 11 条の削除に伴う条の繰り上げに伴いまして、様式名は後の括弧書きに係る条をそれぞれ 1 条ずつ繰り上げる修正を行います。

附則としまして、この規程は公布の日から施行するものでございます。

中標津町立学校職員服務規程の一部改正についての説明は以上でございます。

○教育長

それでは第 21 号について説明がありました。ご意見・ご質問等はございますか。

○義盛委員

公布日の附則は、19 ページに書いていれば新旧対照表には要らないんじゃないですか。

○総務係長

そうです。

○義盛委員

すみません、ならいいです。

○教育長

それでは議案第 21 号につきましては可決されました。

続いて、報告第 7 号 12 月定例会教育行政報告についてお願いします。

◎報告第 7 号 12 月定例会教育行政報告について

○管理課長

報告第 7 号 12 月定例会教育行政報告についてご説明いたします。42 ページになります。教育行政報告といたしまして、2 点の報告となります。今回は 9 月定例会以降の教育行政につきまして、報告するものでございます。43 ページをご覧ください。

1 点目は「芸術文化振興事業」についてです。今年で 78 回を数える「中標津町芸術文化祭」は、10 月 10 日から 11 月 3 日までの 25 日間にわたり、中標津町総合文化会館で開催いたしました。「芸能発表会」には町内の文化サークル 23 団体が出演し、カラオケや民謡、詩吟などのほか、ダンス系サークルからはたくさん子どもたちが発表を行い、司会は朗読アナウンスサークルが担当されました。

また、芸能発表会と同じ日程で開催した「合同華展」では 2 団体が作品を展示しました。

「総合展覧会」は、陶芸、木工、パッチワークなど、17 団体・4 個人より作品が出品され、10 月 10 日から 10 月 19 日の 10 日間で開催し、たくさんの方に鑑賞いただきました。

11 月 3 日に行われた「第 15 回しるべつとまつり」にはさまざまな手作り作品を販売するバザー部門に 16 団体、7 団体による体験ブースがあり、たくさんの来場者に「文化の秋」を楽しんでいただきました。

このほかに「中標津書道公募展」と「なかしべつ美術展」を文化祭関連事業として開催いたしました。

44 ページをご覧ください。計根別地区では「第 43 回計根別芸術文化祭」を 10 月 13 日から 11 月 30 日までの 49 日間、中標津町交流センターにおいて開催いたしました。

「総合展覧会」では、書道、陶芸、手芸など 5 団体のほか、計根別幼稚園と計根別学園の子どもたち、陶芸教室の受講生の作品も展示され、11 月 22 日から 11 月 30 日の 9 日間開催しました。

このほかに団体の協力を得て、10月13日には「第1回交流センターフェスティバル」や11月2日には「第20回計根別新そば祭り」も行われています。今年も文化祭の開催にあたっては、実行委員会をはじめ多くの町民の皆様にご協力をいただき実施したところです。

2点目ですが「各種大会等の出場結果について」です。

はじめに小中学生の関係分です。9月7日に札幌市で開催された「第92回NHK全国学校音楽コンクール」北海道ブロックコンクール中学校の部において、中学校5校の合同合唱団が見事金賞に輝き、北海道ブロックの代表となつたところであります。10月13日に東京都で開催された全国コンクールに出場した結果、優良賞を受賞しました。また、同合唱団はこれより前となる9月21日に北見市で開催された「第76回北海道合唱コンクール」中学生部門同声合唱の部において金賞を受賞、その後、10月26日に富山県で開催された「第78回全日本合唱コンクール全国大会」中学生部門同声合唱の部に北海道代表として出場し、銀賞を受賞しました。

次に9月27日に小樽市で開催された「第76回北海道合唱コンクール」小学生部門において、小学校3校合同合唱団が見事金賞に輝き、北海道ブロックの代表となり、11月9日に静岡県で開催された「第78回全日本合唱コンクール全国大会」小学生部門に出場し、上位5団体には選出されませんでしたでしたが金賞を受賞しました。

なお、長年にわたり各合唱団の指導を務めてきた近藤仁美氏と岩田佐和子氏が、11月23日に第54回釧路新郷土芸術賞を受賞されました。

次に9月15日に釧路市で開催されましたスケート競技の「第30回北海道ショートトラック大会」に出場した、丸山小学校6年生男子児童1名がノービスB部門500mで1位、1000m3位の成績を収め、両種目で全国大会への出場権を獲得し、11月15日から長野県で開催されました「全日本ノービスカップショートトラックスピードスケート競技会」に出場され健闘してまいりました。

続きまして、農業高校の関係分です。8月8日に岩見沢市で開催されました「日本学校農業クラブ北海道連盟全道技術競技大会」において、農業鑑定競技の畜産コースで2年生1名、食品コースで3年生1名、2年生2名が全国大会の出場権を獲得し、10月22日から23日に東京都・山梨県・神奈川県で開催された「第75回日本学校農業クラブ連盟全国大会西関東大会」に出場した結果、農業鑑定競技の食品コースにおいて1名が優秀賞を受賞しました。

以上、2点について9月定例会以降の教育行政報告になります。

○教育長

それでは報告第7号について説明がありました。ご意見・ご質問等はございますか。

(委員から「ありません」の声あり)

○教育長

それでは報告第7号については承認されました。

◎報告第 8 号 教育委員会職員の人事異動について

非公開

○教育長

以上で議事は終了しますが、事務局から何か報告ございましたらお願いします。

○社会教育課長

社会教育課から資料の方はございませんけども、令和8年中標津町二十歳のつどいについてご案内をさせていただきます。

令和8年の中標津町二十歳のつどいにつきましては、令和8年1月7日水曜日13時30分から総合文化会館大ホールで開催する段取りで準備を進めてございます。内容につきましては、例年どおりの内容で大きな変更はございませんけども、オープニングセレモニーにつきましては、令和7年のセレモニーは中標津町出身のシンガーソングライターエナさんのステージとふるさと応援大使のばんばんざい、ぎしさんからの動画メッセージをお贈りさせていただきましたが、令和8年は現在調整中ではございますけれども、エナさんに代わりまして、同じく中標津町出身シンガーソングライターであります、ワタナベシンゴさんによるステージとぎしさんからの動画メッセージの方を予定してございます。日程の内容につきましては、本年と同様の内容で予定しておりますので、ご承知願いたいと思います。主催は例年どおり教育委員会の主催になりますので、教育委員の皆様には後日、正式に文書でご案内いたしますが、例年主催者の立場で出席いただいておりますのでよろしくお願いいたします。なお、ご出席が困難な場合は社会教育係の方までご連絡いただければと思います。簡単ですが説明は以上になります。

○教育長

二十歳のつどいについてよろしいですか。

ほかに事務局から何かありますか。

(事務局から「ありません」の声あり)

○教育長

委員さんから何かございますか。

○義盛委員

感染症の状況ってどうなっているのでしょうか。近況を教えてくださいか。

○学校教育課長

私の方からご説明をさせていただきます。今月に入ってからインフルエンザの感染がかなり拡大している状況です。

まず、一番最初に11月13日木曜日の昼から11月17日月曜日まで計根別学園の2年、3年の複式学級が学年閉鎖を行いました。引き続き感染が拡大しているということで、11月17日月曜日から11月24日まで学校閉鎖という措置をとってございます。

続いて、別な学校も拡大の傾向がありまして、広陵中学校が11月17日月曜日の午後から11月20日までの期間で学校閉鎖を行っております。

さらには計根別幼稚園になりますけれども、11月20日木曜日と11月21日金曜日の2日間で3歳児学級の学級閉鎖措置を行っております。

直近では中標津小学校が11月25日、11月26日の2日間学校閉鎖の措置をとっております。その後まだ学校内での感染が収まらないというところで、中標津小学校においては11月27日と11月28日、昨日と今日、2年1組の学級閉鎖と1年生の学年閉鎖の措置をとっているところでございます。

直近ではそのような状況になっております。

○義盛委員

ありがとうございます。コロナではなくて全部インフルエンザですね。

○学校教育課長

そうです。

○義盛委員

ありがとうございます。

○教育長

ほかに何かございますか。

(委員から「ありません」の声あり)

○教育長

それでは、本日の会議日程はすべて終了いたしました。

本日は大変お疲れ様でした。